

平成30年度第4回富田林市入札等監視委員会（会議の概要）

1. 開催日時 平成31年2月19日（火）午前9時～
2. 開催場所 富田林市役所 2階 201会議室
3. 議 題
 - (1) 委員の委嘱について
 - (2) 入札及び契約手続きの運用状況等について（平成30年10月～12月）
 - ①工事の発注状況について（事務局より報告）
 - (3) 発注工事（抽出事案）に対する説明及び審議（平成30年10月～12月の3ヶ月分）
 - ①富田林市立小・中学校消防設備改修工事
 - ②寺池台学童クラブ改修工事
 - ③H30・31 上原減圧水槽更新工事(電気)
 - ④消防署金剛分署大規模改修工事
 - ⑤H30 狭山寛弘寺線(昭和橋)橋梁長寿命化工事

【質問・意見等】

- 委員 案件①ですが、具体的にどんな工事か。
- 担当課 消防法の点検をし、消火栓や火災が起きた時に締まる扉の改修などです。
- 委員 特殊な技術を要する様な難しい工事なのか。
- 担当課 消防設備の許可を持っている業者を対象に発注しています。業種が多岐に渡ることはあると思います。
- 委員 特殊な技術が無いと、そういう工事が出来ないという訳では無いのですね。
- 事務局 こういう大きな建物は、消防法で火災報知器や防火扉の消防設備を設置するよう定められています。今回の業種は消防施設工事業という事で、専門の資格を持った人が行います。工事につきましては、複数の学校という事で広範囲ではあるが、工事の内容については消防設備工事業者であれば通常行う工事が大半を占めていると思います。
- 委員 ではなぜ1社しか参加が無かったのか。
- 事務局 当初この案件につきましては、中学校だけで1案件、富小・大伴小で1案件、その他の小学校で1案件ということで、3案件で条件付一般競争入札を行っておりました。3案件とも参加者が2社に満たず不調となり、その内の1案件について指名競争入札を行いましたが2社に満たず不調となりました。その際の辞退理由というのが、当社都合が3社、技術者の確保が困難2社、業務多忙が3社、積

算が合わないが2社、専門工事以外も含まれているので対応できない2社、避難器具の取り扱いが無い1社、工期内竣工できない1社、理由無し1社ということで、16社のうち15社が辞退されました。そして3案件を合わせて発注した方が、業者にとってスケールメリット等で落札し易いのではないかという事で3案件を1案件としてまとめ、条件付一般競争入札を行わせていただいた結果が、先ほどご説明させていただいた事になります。

条件付一般競争入札では辞退届というのは無いですが、指名競争入札の際に提出された辞退届の理由からすると、大半が技術者の確保が困難とか業務多忙、工期内竣工できないという事ですので、専門工事だから難しいという事ではなく、多忙というのが大半を占めている。

委員 余り魅力が無いという事か。

事務局 学校数が多いという事で、工事を行うにも学校の都合もあり、段取りを組むのが大変ということは有ると思います。

委員 案件②ですが、これも欠席・辞退が非常に多いのですけれども、これも余り魅力が無い工事という事なのか。

事務局 こちらの指名競争入札を行った時の辞退理由ですが、技術者を配置できない6社、積算が合わないが9社、他物件の入札に参加している1社、欠席された2社については理由は分からないが、選定した20社の内、約25%が多くの仕事を受注されており忙しく技術者がいない、約半分が積算が合わないという事で、本市の積算が厳しかったのかなど。という事で金額的に業者にとって魅力が無かったとは言えると思う。

委員 そうい事ですね。それに比べて案件⑤は全て最低制限価格で、結果として抽選となっているので、所謂非常においしいという様な印象を受けるのだが。

事務局 入札結果からは、魅力のある案件だったというところでは。

委員 入札で、抽選ばかりだとちょっと主旨が違うような感じがしてくるのだが。

委員 案件②で、1社だけになったという事ですが、落札価格が予定価格と同額なのですが、辞退理由で見積りが合わないというのがかなり有ったという状況で、この1社だけ予定価格で入札されたのはどういう事情か。

事務局 市の積算は厳しかったが、予定価格ぎりぎり契約する事ができるのであれば、何とか工事することは可能だという事を判断されたという事だと思います。

委員 案件②の具体的な工事内容というのは、建物の中の内装を改修する感じか。

担当課 床と壁の改修で、内装です。あとランドセルロッカーを新しくすること。それ

から学童クラブをするにあたり、台所の設置、エアコンも設置した。

委員 改修以前はどういう使われ方をしていたか。

担当課 図工室です。

委員 学校が授業をしている間のスケジュールを組むのが難しいというのは、案件①と②で大きな原因と思うのだが。何月から何月まで授業というのは分かっていることなので、休みの時期に合わせるの難しかったのか。

担当課 学童クラブに在籍している子供の方が、全体的な児童数は減っている中で急激に増加されているという事もあり、寺池台学童クラブにつきましては、今年度に設計業務と工事を両方実施し、4月から現在2学童クラブから3学童クラブに分割します。それにより、一人当たりの床面積の基準を確保する。条例に適合するために必要な改修工事となっている。出来るだけ早くさせて頂かなくてはならないという事で、今年度設計と工事という形になってしまい、2学期以降の平日の工事になってしまう。既存の学童クラブも改修させて頂きますので、それに伴って子供たちを一時的に仮設の別の教室の方で学童クラブを運営しないといけない状況もあり、借りる学童クラブもやはり学校の方から1月中旬までに工事を終えて欲しいという条件も有り、工事の時期を選定した結果この時期になってしまったというのが現状です。

委員 ①の消防施設も、全体の工事をするのには授業の兼ね合いと段取りがかなり困難だろうなというのは、何となく分かるのだが、これもやはり授業と並行しての工事となっているのか。

担当課 当初、夏休み工事と考えて発注していたが、先ほど説明があったように不調が続き、入札が延び今の時期になった。学校の授業の合間を縫ってとか、冬休みを利用したりして工事をした。

委員 最低制限価格の設定ですが、制度上如何ともし難いのか。もう少し下げても良いのではという気もするが。

事務局 基本的には国が最低制限価格の計算式を公表しており、それ以下の金額で入札を行うと、工事の品質が保てないとなっている。我々で勝手に最低制限価格を下げると、工事の品質に問題があった場合に難しい。

委員 欠席というのは、辞退とは違って当日応札には応じたけれども・・・

事務局 欠席と言いますのは、辞退届を出さずに入札日に来場されなかった方になる。応札辞退と言いますのは、入札時に入札箱に辞退と書いたものを投函されたもの。辞退というのは、入札日までに辞退しますという事で通知文書を頂く、という3

種類となります。

委員 はい、分かりました。

委員 この御時世なかなか事前に話し合いを業者で為さるというのは無いと思うのですが、例えば業者ごとに年間の受注金額を年度ごとに比べるとか、そういう市全体を横断したデータというのは作っているのか。

事務局 無いです。

委員 大体入札される一つのグループの業者があって、その中の業者ごとでデータを継続的に作っておられるという様な事もない。

事務局 そういう事はしていません。

委員 分かりました。

4. その他

(1) 総合評価（市庁舎等清掃業務）入札制度について（説明）

事務局 《市庁舎等清掃業務委託総合評価入札制度について説明》

委員 前回の契約した時の基準から変更したのは、その部分だけか。

事務局 はい、そうです。

委員 評価項目の配点は、以前と一緒か。

事務局 配点は変更してありません。

委員 この配点については特に問題は無いのですか。

事務局 問題ではないが、他市の事例ですと、価格以外のところをもっと評価する方向にシフトしていっていると感じている。

委員 予定価格及び低入札基準価格となっておりますが、低入札とは最低制限価格のことか。

事務局 では無く、ある一定の低入札価格というのを設け、点数の評価で低入札価格のところが一番高い評価になる様な評価設定をさせて頂いております。それ以上下回っても入札は有効ですが、評価点が下がる。という様な形です。

委員 その低入札の基準価格というのは、どこかに載っているのか。

事務局 別途決めさせて頂いている。

委員 最低制限価格であれば基準で定めていますよね。そういうのでは無いのか。

事務局 そういうのは無いです。過去の事例とかを勘案し基準値とさせて頂いている。

委員 安かったら点数が上がるという事では必ずしも無いということか。

事務局 はい。

委員 参考までに前は入札になったのか。

事務局 入札成立しています。

委員 何社ぐらい応募があったのか。

事務局 10社指名し6社が応札しております。

委員 その時は、結果として価格で決まったのか。

事務局 結果としましては、価格が低入札基準価格で入れられた会社が2社で、尚且つその2社は総合評価の方も満点でしたので、抽選で決定という形となりました。

委員 公共性評価の考え方なのですが、民間ですと最近は環境配慮SDGsとか社会的要請だということになっているが、やはり官庁になると福祉障がい者の方への配慮を重視する考え方なのか。

事務局 この総合評価の入札制度を庁舎の清掃に入れさせて頂いたのは大阪府が最初にやり出されたからです。発端が福祉の観点からの総合評価という事です。仰って頂いているように近年は価格のところの点数を下げても更に福祉の分野の点数を上げたり、環境の分野の点数を上げておられる市というのが多くございます。

委員 市としての障がい者の雇用も必要ですよ。

事務局 はい、もちろん。

委員 この清掃を外部に出してしまうと、市に来ていただいている方に何をやって頂くかというのは、結構困ることは無いですか。

事務局 今のところ、市の雇用率は大丈夫ですが、仰って頂いているように市の業務のかなりの色々な部分を外部に出しておりますので、市の障がい者雇用率というのは非常に厳しい状態です。

委員 これ以外に福祉に関係させたような、何か事業というか委託にしても何かあるのか。例えば障がい者の雇用を点数化しているものとか。

事務局 これだけです。

委員 これ以外に総合評価の入札というのは有るのですか。

事務局 PFI事業で、担当課が行ったものがございます。

委員 それも障がい者を雇用しても問題ないということですか。

事務局 工事の関係ですので、技術とかの総合評価です。

委員 これは、3年間ですか。

事務局 はい。

事務局 落札者決定基準について原案で了承という事でよろしいでしょうか。

委員 はい。

委員 従来通りが良いと思います。決定に際して何らかの問題が出たときには、それについて委員会へ報告していただければ良いと思います。

(2) 次回の開催日時について

(3) 議事録の署名委員と抽出委員の指名について

5. 出席者

委員 3名、工事関係課 12名、事務局 6名